

前回審議の確認と今回の進め方について

1. 前回審議会が出されたご意見とその対応（方向性）

	ご意見等（要旨）		対応（方向性）
1	例えば IC カードやクレジットカードなど、決済の手段について議論するのか。	⇒	＜当日の回答要旨＞ ○ 市ではキャッシュレス決済の導入を少しずつ進めているところである。一方、既存の駐車場の発券システムに電子決済サービスを付加するには高額な費用がかかるなど、すべての施設に導入することは難しいものの、利便性の向上などに繋がられるものだと考えられるため、基本方針へ反映できるかどうか検討していきたい。 ＜その後の対応等＞ ◆ 本市で進めているキャッシュレス決済の取組についてまとめた「参考資料4」を作成した。 ◆ ご意見を踏まえ、基本方針に反映できるかについて、事務局で検討を行い、第4回審議会において、検討結果をフィードバックし、審議会にご確認いただく。
2	「施設の性質別分類」の必需性や市場性を判断する明確な基準がないということであれば、今後はある程度の基準を設けていくかどうかは議題のひとつになるかもしれない。民間による類似施設の提供の有無についても、コロナ禍の影響などで状況が変化する可能性があるため、使用料の見直しを4年に1度という期間で良いかどうかということも含めて検討するべきではないか。	⇒	＜当日の回答要旨＞ ○ 明確には設けていない。 ＜その後の対応等＞ ◆ 「施設の性質別分類」の判断基準について、近隣市の状況を「資料11」でまとめた。本日の審議会で、改めてご意見を頂戴したい。
3	多くの施設で実利用者負担率が規定の利用者負担率を下回っているが、どのような理由によるものなのか。	⇒	＜当日の回答要旨＞ ○ 基本方針では、改定上限率を定めていることや、政策的判断により使用料を改定せず据え置く場合があること、想定よりも利用が少ない、施設により公用利用が多いなど利用状況の差異などが考えられる。 ＜その後の対応等＞ ◆ 「資料5」で示した実利用者負担率は、大まかな傾向を把握するために、「施設全体にかかる経費」と「令和4年度の使用料収入額」をもとに算出したものであったが、本日は、「各施設の利用者負担率の検討を行うため、「施設全体にかかる経費のうち、占有部分（貸スペース）にかかる経費」と「令和5年度の使用料収入額」をもとに、より実態に即した形で算出し直し、「資料12」でまとめた。本日の審議会で、改めてご意見を頂戴したい。
4	最終的に料金を改定する際は近隣他市の状況を勘案するのか。		＜当日の回答要旨＞ ○ 原則は、市独自で使用料を設定するが、基本ルールによらない算定を認める施設は近隣市の状況を勘案する。なお、近隣市と比べて多摩市の使用料が高すぎるもしくは低すぎるといったことは望ましくないため、近隣市の状況を参考にさせていただきながら基本的には方針に基づきルール通りに算定する。

2. 今後の使用料等審議会について（予定）

●令和6年度使用料等審議会の進め方・スケジュール（予定）

開催時期	主な議題・検討箇所など	備考
済 第1回 (11月28日)	● 諮問・会長の選出 ● 審議会の進め方について ● 事務局改訂案の概要説明	
第2回 (1月8日)	● 第1の柱「利用者負担の原則」について ● 第2の柱「共通的な算定ルールの確立」について	● 事務局から現行の基本方針からの修正点を中心に説明を行い、ご意見を伺う。 ※修正点については、資料10で概要を説明させていただき、個別の検討を要すると思われる内容については、別途、資料11、資料12を参照しながら、詳細を説明する予定。
第3回 (1月～2月)	● 第3の柱「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」について ● その他事項について	
第4回 (2月～3月)	● 第2～3回における意見を踏まえた見直し案について	● 過去2回の審議で出された意見を踏まえて、事務局から見直し案の提示を行い、全体を通して再検討する。
第5回 (3月～4月)	● 答申の決定 ● 市長への答申	● 見直し案に出された意見を踏まえ、微修正を行い、答申をいただく。

2. 今後の使用料等審議会について（予定）

	R 6 年度		R7年度		R8年度		R 9 年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
基本方針 の見直し (R6年7月から 約14か月)	【参考】前回見直しの主な事項 検討期間：約8か月 ●平成28年10～翌3月：審議会検討 ●平成29年4月：審議会答申 ●平成29年5月：基本方針の決定							
使用料 改定 (R7年10月から 約24か月)	【参考】前回見直しの主な事項 検討期間：約23か月 ●平成30年5月：検討開始（各課へ依頼） ●平成31年2月：最終案を行革本部で確認 ●平成31年3月：議会報告（最終案） ●令和 元年6月：条例案の上程・議決 ●令和 2年4月：条例施行		【参考】前回見直しの主な事項 検討期間：約23か月 ●平成30年5月：検討開始（各課へ依頼） ●平成31年2月：最終案を行革本部で確認 ●平成31年3月：議会報告（最終案） ●令和 元年6月：条例案の上程・議決 ●令和 2年4月：条例施行		【参考】前回見直しの主な事項 検討期間：約23か月 ●平成30年5月：検討開始（各課へ依頼） ●平成31年2月：最終案を行革本部で確認 ●平成31年3月：議会報告（最終案） ●令和 元年6月：条例案の上程・議決 ●令和 2年4月：条例施行		【参考】前回見直しの主な事項 検討期間：約23か月 ●平成30年5月：検討開始（各課へ依頼） ●平成31年2月：最終案を行革本部で確認 ●平成31年3月：議会報告（最終案） ●令和 元年6月：条例案の上程・議決 ●令和 2年4月：条例施行	